

## 井原市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、井原市内のスポーツ振興に貢献した者、及び大会において優秀な成績を収め、他の模範となった者を表彰する。

(推薦母体と被表彰者の決定)

第2条 表彰は、次に掲げる機関団体（以下「推薦母体」という。）から推薦された者について、選考委員会が審査し、会長が行う。

- (1) 井原市スポーツ協会
- (2) 井原市スポーツ協会加盟の種目競技団体
- (3) 井原市内の小学校、中学校、高等学校
- (4) 井原市内各種団体、会社、事業所

(選考委員会)

第3条 前条の選考委員会は、スポーツ協会役員並びに井原市教育委員会関係職員をもって構成する。

2 選考委員会は、スポーツ協会理事長が招集し、理事長が議長となる。

(審査、推薦基準)

第4条 審査及び推薦の基準は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者及び団体  
井原市のスポーツ振興に多大の貢献をなした者
- (2) 優秀選手及び優秀団体  
過去1か年全国大会において入賞し、あるいは県大会、その他適当と認めた大会において優秀な成績をあげた選手またはチーム

(提出書類)

第5条 推薦母体は、前条に該当するときは、次の事項（別記様式）を記入した書類を添えて毎年1月7日までにスポーツ協会事務局に提出するものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 所属団体及び所属期間
- (3) スポーツ歴
- (4) 井原市のスポーツ振興に貢献した事実とその程度
- (5) 推薦母体代表者の署名または記名押印
- (6) その他参考となるべき事項

(表 彰)

第6条 表彰は、毎年2月に開催する表彰式において会長が行う。

(そ の 他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。